

【諮問第105号】

13川公審第59号

平成14年3月29日

川崎市教育委員会

委員長 黒田 俊夫 様

川崎市公文書公開審査会

会長 多賀谷 一 照

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成12年10月24日付け12川教庶第742号の2をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市教育委員会が行った一部公開処分の非公開部分のうち、学校名、学校長名、学校長印の印影、加害教職員の年齢及び性別、発生の場所欄の記載事項並びに被害児童・生徒の学年及び性別については、公開すべきである。

## 2 不服申立ての趣旨及び経緯

- (1) 平成12年8月14日、本件不服申立人（以下「不服申立人」という。）は、川崎市情報公開条例（昭和59年川崎市条例第3号。以下「旧条例」という。）第9条の規定に基づき、実施機関川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、公文書の内容を「平成10年度・平成11年度、指導課が取得した体罰報告書」として閲覧及び写しの交付請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) これに対して、実施機関は平成12年8月28日付けで、当該文書中の氏名、住所、学校名、場所、電話番号、年齢、性別、生年月日、学年、組、傷病名、病院名等の個人生活事項に当たる部分について、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報に該当するとの理由を付し、旧条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開とし、その余の部分を開示する一部公開処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 不服申立人が、旧条例第14条第1項に基づき、平成12年10月16日付けで本件処分の取消しを求め異議申立てを行ったのが、本件不服申立て（当審査会諮問第105号事件）である。

## 3 不服申立人の主張要旨

平成12年10月16日付け異議申立書、平成13年2月5日付け意見書及び平成13年10月9日実施の意見陳述によれば、不服申立人の主張の概要は以下のとおりである。

- (1) 体罰報告書に係る本件非公開情報のうち、真のプライバシー情報を除いた部分は、旧条例の非公開事項に該当せず、個人の特定や識別を警戒する余り、非公開部分の著しい拡大が見られ、実施機関が旧条例の解釈と運用を誤ったものと考えられる。
- (2) 学校教育の実態は、教育情報公開における市民の「知る権利」に応え、アカウントビリティ（説明責務）を果たし、市民参加による教育改革の実現をもたらすために、広く社会に明らかにされるべきであり、教職員が職務遂行上起こした違法行為による体罰報告書は、責任の所在を明確にするため学校名を明らかにした上で、不当にプライバシーを侵害しない限り、公開されるべき情報は公開すべきである。
- (3) 体罰報告書は、児童・生徒、教職員に関する事件・事故の際、学校長が学校管理運営規則に従い、市教育委員会に報告しなければならないとされ、事実関係を適正に調査し、児童・生徒の心身の安全確保措置である人事措置を適正に行うために作成し提出されるべき性質を持つ公文書である。また、教職員の任命・処分権者である市教育委員会が、違法行為を犯したことに対する学校長の服務指導監督責任を問うと同時に、市教育委員会自らも、任命した教職員の違法行為再発防止等の取り組みをも問われることになる公文書である。

したがって、実施機関は本件処分を取消し、責任の所在を明確にし、市民が教職員暴力の実態や事件の背景を正確に把握できるよう、そして教育行政への信頼を実現さ

せるためにも必要不可欠な情報を公開すべきである。

(4) 次の情報は、公開しても何ら個人のプライバシーを侵害する情報ではなく、個人が特定されたり、識別されることはない。

ア 学校名，校長名，校長印の印影

イ 加害教員の年齢，性別

ウ 発生場所

エ 被害生徒の学年，性別

(5) 学校名を非公開とし、前記イ～エ等の情報も非公開とする実施機関の旧条例解釈は、他の自治体と比較しても珍しいものである。市の教職員による違法行為が、秘密にされるべき情報として扱われることは、納税者としても納得できない。

(6) 前記(4)のア～エの情報について、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるおそれがあるから非公開とする実施機関の判断は誤っている。関係当事者からの伝聞情報を防ぐことは不可能であり、他の情報との照合性を理由に非公開部分を拡大させるのであれば、それは情報公開制度そのものを認知しないことにつながり、旧条例の前文で明記されている「市民参加の推進」と「市民の信頼の確保」は、実現されないものになる。

なお、「体罰報告書収受簿」では学校名が公開されており、これは照合・特定することが可能なものである。

#### 4 実施機関の主張要旨

平成12年12月21日付け処分理由説明書及び平成13年8月3日実施の説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は以下のとおりである。

(1) 本件請求に係る文書（以下「本件文書」という。）である体罰報告書は、学校長が体罰を行った教職員、被害児童・生徒、その他関係者から事情聴取等を行い、事実関係等を記し、体罰が発生したことを市教育委員会へ報告するために作成された文書である。

また、本件文書は、学校長から市教育委員会に宛てて体罰報告書を提出した「提出年月日」、宛て先名である「教育委員会名」、提出者である「学校長名」、「学校長印の印影」、標題の「体罰に関する報告書」及び「体罰が発生しましたので報告いたします。」等の報告の文言を記載した部分と、報告書の項目名である「発生の日時」、「発生の場所」、「被害児童（生徒）」、「加害教職員」、「体罰に至る経過および体罰の概要」、「傷害の程度等」、「体罰後の措置等」及びその項目の内容についてそれぞれ記された部分から構成されている。

このうち、「発生の場所」には、事件の生じた場所を特定する所在地等が記され、「被害児童（生徒）」欄には、当該児童・生徒の氏名、住所、性別、生年月日、保護者氏名、続柄等が記され、「加害教職員」欄には、当該教職員の氏名、性別等が記されている。また、「体罰に至る経過および体罰の概要」欄には、事件に係る、被害児童・生徒、加害教職員及び他の関係者の体罰事件に至るまでの行動、原因、体罰の内容、事件後の行動、事件への認識、感想、保護者からの要求等が記され、「傷害の程度」欄には、被害児童・生徒の怪我の状況、診断名、医師の所見等が記されてい

る。また、「体罰後の措置等」欄には、事件後の経過、学校のとった措置、事件についての学校長の所見等が記されている。

- (2) 旧条例前文の原則は、個人のプライバシーを最大限に保護した上で、これを侵害するおそれのある情報、その他非公開とするに足る理由のある情報以外の情報を、原則公開とし、できる限りの情報を公開すべきとする趣旨である。
- (3) 旧条例は、個人情報の記載された公文書を公開原則の例外として非公開とすることができることを定めている。これは、「個人生活事項」という概念を用いて、個人に関する殆どの情報に該当する情報について、明らかにプライバシーに当たる情報のほか、プライバシーに当たるかどうか不明確な情報を含めて、個人のプライバシー保護に万全を期すための規定である。
- (4) また、旧条例は一部公開について定め、本件文書のように個人情報の記載された文書であっても、当該文書中に記載された個人情報とそれ以外の情報とを区分し、個人情報以外の情報を閲覧等に供さなければならないとしている。
- (5) 本件請求に対しての諾否の判断をするに当たっては、まず、旧条例の一部公開の規定により、個人情報に該当する部分と該当しない部分に分離し、個人情報に該当しない「提出年月日」、「川崎市教育委員会様」（あて先）、「体罰に関する報告書」（標題）、「体罰が発生しましたので、次のとおり報告します。」等の記載部分及び「発生の日時」、「発生の場所」、「体罰に至る経過および体罰の概要」、「体罰後の措置等」、「被害児童（生徒）」、「加害教職員」等の当該体罰報告書の様式上の項目名部分については、公開することとした。
- (6) 一方、本件文書の項目欄中の記載内容は、それぞれ全てが個人に関する記述であり、本件文書に、それぞれの氏名が記されている者の情報については、「特定の個人が識別される情報」に当たり、旧条例第7条第1項第1号に該当する個人情報である。

しかし、この場合でも、旧条例の前文の趣旨から、個人情報に該当する部分の一切を非公開とするのではなく、個人のプライバシーを侵害するおそれのある部分及び個人の識別性のある部分を除いた他の部分は、可能な限り公開する取扱いとしたものである。

なお、個人の識別性については、単に本件文書の内容自体から特定の個人を識別することが可能となる場合だけでなく、マスメディアによる報道、本件文書以外の公文書の公開請求による閲覧、その他一般的に入手可能とみられる情報源から得られる情報と組み合わせることによって特定の個人を識別することが可能となる場合についても配慮されるべきものである。

したがって、本件文書中の学校長名は、既に公となっている他の教育委員会に関する情報と結びつけることにより、容易に学校名が判明するおそれのある識別性を持つ情報であり、また学校名、学年、組については、それ自体が関係者の個人情報であるばかりでなく、仮に公開された場合、各情報の総体から、職員会議録、学級日誌等の関係文書や、被害児童・生徒と同じ学校に属する児童・生徒及び保護者等その周辺者の保有する情報を入手することによって、当該児童・生徒が判明するおそれのある識別性を持つ情報となるものである。

- (7) このことから、本件文書の各項目欄の記載内容のうち、個人の氏名、住所、年齢、

性別，生年月日，電話番号等の戸籍的事項に関する情報並びに，学校名（学校印の印影及び学校長名を含む），学年，組などの学歴等に関する情報及び傷病名，通院する病院名等の疾病及び診療等に関する情報（心身に関する情報）については，公開することにより，個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報及び個人が識別されるおそれのある情報であるため非公開とし，その余の部分を公開することとしたものである。

## 5 審査会の判断

実施機関の非公開の理由は，本件文書の非公開部分は，個人情報に該当し，個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報及び個人が識別されるおそれのある情報であるとする。

そして，個人の識別性について，単に本件文書の内容自体から特定の個人を識別することが可能となる場合だけでなく，マスメディアによる報道，本件文書以外の公文書の公開請求による閲覧，その他一般的に入手可能とみられる情報源から得られる情報と組み合わせることによって，特定の個人を識別することが可能となる場合についても，配慮されるべきものであるとする。

これに対し，不服申立人は，学校名，校長名，校長印の印影，加害教員の年齢及び性別，発生場所，被害生徒の学年及び性別については，公開しても何ら個人のプライバシーを侵害する情報ではなく，個人が特定されたり，識別されたりすることはないと主張する。

そこで，学校名，学校長名，学校長印の印影，加害教職員の年齢及び性別，発生の場所，被害児童・生徒の学年及び性別について，個人情報に該当し，個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報及び個人が識別されるおそれのある情報であるか否かを検討する。

新たな川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「新条例」という。）は，平成13年3月29日に公布され，同年4月1日施行されたが，新条例の施行以前になされた不服申立ては，旧条例が適用されるものと解されているので，本件不服申立てについては旧条例を適用する。

旧条例第7条第1項第1号によれば，個人生活事項について特定の個人が識別され，又は識別され得る情報は，同号アイウに規定された事項に該当しない限り，非公開とすることが認められている。そこで，まず，学校名，学校長名，学校長印の印影，加害教職員の年齢及び性別，発生の場所，被害児童・生徒の学年及び性別が，被害児童・生徒の個人生活事項か否かを判断するに，学校名，学校長名，学校長印の印影，発生の場所，被害児童・生徒の学年及び性別は，被害児童・生徒の個人生活事項であり，加害教職員の年齢及び性別も，加害教職員が被害児童・生徒と何らかの関係はあるため，被害児童・生徒の個人情報である。しかし，これら個人情報は，これを公開しても，通常直ちに被害児童・生徒を識別することはできないため，被害児童・生徒を識別する情報とはいえない。

なお，実施機関は個人の識別性について，単に本件文書の内容自体から特定の個人を識別することが可能となる場合だけでなく，マスメディアによる報道，本件文書以外の

公文書の公開請求による閲覧，その他一般的に入手可能とみられる情報源から得られる情報と組み合わせることによって，特定の個人を識別することが可能となる場合についても，配慮されるべきものであるとする。

確かに「一般的に入手可能とみられる情報源」と組み合わせることにより，特定の個人を識別することが可能となる場合について配慮すべきであるが，「一般的に入手可能とみられる情報源」を広く解釈することは，非公開とすることができる情報が広くなりすぎ，非公開とすることができる情報は，必要最小限にとどめられることとする旧条例の原則に反する。したがって，「一般的に入手可能とみられる情報源」を拡大して解釈すべきではない。そして，学校名，学校長名，学校長印の印影，加害教職員の年齢及び性別，発生の場所，被害児童・生徒の学年及び性別から，被害児童・生徒を特定するためには，実施機関も認めるように，公開された情報以外に，被害児童・生徒と同じ学校に属する児童・生徒及び保護者等の保有する情報を入手する必要があるのであって，これらの情報の収集には多大な労力を要することから，これら情報源は「一般的に入手可能とみられる情報源」ということはできない。

また，体罰報告書は，体罰が発生した場合に作成されるものであるが，体罰は被害児童・生徒の尊厳を侵害する違法な行為であり，被害児童・生徒のプライバシーを侵害しない範囲で，この情報を市民に公開することは，情報公開制度の趣旨に沿うものである。

したがって，本文書の非公開部分のうち，学校名，学校長名，学校長印の印影，加害教職員の年齢及び性別，発生の場所欄の記載事項並びに被害児童・生徒の学年及び性別については，公開すべきである。

以上の次第で，審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委員 小林 美智子  
委員 高岡 香  
委員 多賀谷 一 照  
委員 福江 裕 幸  
委員 安富 潔